

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○橋本委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。長妻昭君。

○長妻委員 おはようございます。長妻昭でございます。

新型コロナウイルスの対策の検証というのも政府は始めるようでございますが、是非、お亡くなりになった方の中で医療的ケアが受けられずに亡くなった方、この検証をきちっと、教訓として調査をしていただきたいということでございます。

第六波、今ですけれども、の亡くなった方は一万人を超えて、第五波の三倍以上でございますし、この三か月で、二万人から三万人、亡くなった方、累積、増えました。先週の金曜日、初めて日本国で死者が三万人を超えるということになりました。三か月で一万人、累積でお亡くなりになった方が出たわけですが、その前、昨年、一万人から二万人に累積死者数が増えたのは十か月かかったわけ、非常に速いスピードでお亡くなりになる方が相当発生してしまったということで、私は、繰

り返し申し上げておりますが、政府の司令塔の不備で、人災の側面でお亡くなりになった方も多いのではないかと、ふうに強く思っております。

後藤大臣にお伺いするんですが、有識者会議でも検証が始まり、来月すぐ取りまとめをするということ、後藤大臣の方からも、医療や検査からこぼれてお亡くなりになった方の実態や人数をきちっと調査するというようなことをここで明言いただきたいんですが、いかがですか。

○後藤国務大臣 今委員から御指摘を受けましたように、一月から三月の感染拡大に際しまして、一人近い方がお亡くなりになったということについては重く受け止めておりまして、改めて、新型コロナウイルスにより亡くなられた方々に、そしてその御家族に心よりお悔やみを申し上げる次第です。

本年一月から三月に警察が取り扱った新型コロナウイルス陽性死体のうちに発見場所が自宅等であった方は八百七十九人であったと承知していますけれども、このうち何人の方が医療的ケアを受けられずに亡くなられたかということは、具体的には承知できません。

それぞれ、一件一件、一月から三月の死亡発見時の様子を地方公共団体からヒアリングをいたしておられますけれども、例えば、本人の意思により医療機関での受診や検査を希望しなかった事例や、デイサービスで陽性者が発生したことから検査を受け、陽性が判明した直後に死亡した事例とか、コロナの症状を既存の持病の病状と思いい、医療機関を受診せず、数日後に死亡した事例など、医療機関を受診されなかった事例があるということは

承知しております。

ただし、具体的八百七十九人につきまして、御指摘の医療的ケアが受けられたか受けられなかったかということの細かいところの判断はなかなか難しい点もあると思いますが、いずれにしても、こうしたことをしっかりと踏まえた上での対策が必要であるという御指摘はそのとおりだと思います。

○長妻委員 いやいや、調査、検証で、びつくりするんですが、政府のコロナ対策を検証する有識者会議では、医療的ケアを受けられずに亡くなった方の調査はしないというふうに聞いています。ですが、これは、厚労大臣、それじゃ駄目だということにちゃんと言っていただけじゃないでしょうか。自宅放置死遺族の会というのも結成をされまして、ほとんど情報が出てこない。

今年に入って新型コロナウイルスでお亡くなりになった方が約一万人ほどおられる。その中で、今御紹介いただいた警察の検証を受けた方、医療的ケアが受けていない方が多いと思うんですが、その方が千人程度おられるんですよ、今年に入って。ということ、これは、私も分かりませんが、例えば十人に一人ぐらいの方が、医療的ケア、検査も不十分というような確率で起こったんじゃないかということも疑問としてあるわけですので、検証のときにきちっとその調査をすると、それをちよっと明言してほしいんですよ、厚労大臣から。一言お願いします。

○後藤国務大臣 そういう意味では、委員からの御指摘も強くありまして、本年一月から三月の新

型コロナ患者の自宅での死亡事例につきまして、各都道府県を通じて、亡くなられた方のお一人お一人の事情について調査をしたところであり、それに従いまして検討をしているということでございます。

調査等も使いながら、今後の、そういう自宅での医療的ケアが受けられずに亡くなられるような方に対する対応をどのように考えていくかということは、しっかりと考えていきたいというふうに思います。ただ、医療的……（長妻委員「対応じゃなくて調査」と呼ぶ）ですから、医療的ケアの調査というのがどこまでできるのかということについては、なかなか難しいところがあるという保留をちよつとつけさせていただきましたが、一月から三月について、各都道府県において調査を新たにいたしておりまして、第六波の分について。そうしたことを踏まえて取り組んでいきたいと思っておりますし、そういう意味での調査を御報告をしたところであり、

○長妻委員 何だか、これだけ重大な、戦後最悪のパンデミックが起こって、これだけお亡くなりになったのに、はつきりおっしゃらない。一月から三月、新たに調査をして、これを有識者会議の教訓、コロナ対策を検証するところに反映させるといふようなことを、今うなずいていただいています、是非お願いをしたいというふうに思います。

そして、前回は取り上げました農薬の件でございますが、資料の二枚目でございます。今日、農水省の沖さんも来ていただいておりますけれども、

これは、私、その後、相当専門家の方からも御意見があり、相当大きな反響があったと思っております。このことは、私は、例えばということで二つの農薬の事例を挙げました。

ネオニコチノイド系の農薬であるチアクロプリド、これは殺虫剤、果物とか野菜などにも使われております。これがEUでは二〇二〇年一月禁止なぜかという、生殖毒性があると推定されるものとした欧州化学品庁の分類結果等に基づいて、欧州食品安全機関が人への健康に及ぼす影響への懸念等も示した調査結果を提出したことを考慮して禁止にしました。健康に懸念があるということも禁止されているんですね。

もう一つ、これもすごいのが、有機リン系の殺虫剤クロルピリホスでございますが、これも野菜とか果物等に使われるものです。これは二〇二二年二月に米国で、今年ですね、禁止されました、食用作物への使用。理由としては、これは農水省が前回答弁したものをなぞっているんですけども、食品、飲料水等からの暴露量が神経毒性及び発達神経毒性の懸念されるレベルを超える、超えるということ、アメリカは禁止。EUでも二〇二〇年一月に禁止されました、クロルピリホス。これも、農水省の沖さんが前回のこの委員会では答弁された理由としては、神経毒性に懸念があること、発達神経毒性に影響が認められ、生殖毒性が懸念されること。

これは相当危ないというふうに私は印象を受けるんですが、欧米で禁止された以降、日本ではい

つチェックしていただけるんですか。

○沖政府参考人 農薬につきましては、安全が確保されていることが最も大事なことで、安全が確保されており、このため、我が国においても、EUや米国においても、OECDが作成をいたしました試験方法に関するガイドライン及び試験を行う施設が満たすべき要件に関する基準に従って行われた試験成績を農薬メーカー等から提出をさせております。これらの試験成績等を基に、専門家が科学的かつ客観的に安全性評価を実施する仕組みとしております。

その評価は、あくまでも各国のリスク評価におけるエキスパートジャッジの結果によります。このエキスパートジャッジの結果に応じ、それぞれの国や地域のリスク管理機関が、農薬登録制度において、それぞれの国や地域の状況に応じて……（長妻委員「質問に答えていない。チェックいやるの」と呼ぶ）

○橋本委員長 答弁中ですから。どうぞ答弁をお願いします。

○沖政府参考人 はい。それぞれの農薬について、では、考え方を説明させていただいた後で、それを……（発言する者あり）はい。

それぞれの農薬の成分ごとに理由がございまして、それに基づきまして、現時点においては、これらの農薬の再評価を待たずに食品健康影響評価等の対応を行う必要はないというふうに考えております。

○橋本委員長 御発言は指名を待ってからして

ださい。

○長妻委員 はい。

必要がないということ。自民党の皆さんもいんですかね。どう思います。お子さんたちというのは、こういう影響にすごく敏感じゃないんですか。欧米で最近禁止されたんですよ、毒性、懸念。あるいは、農水省の答弁ですよ、発達神経毒性に影響が認められたというふうなことでEUでは禁止されたというふうに政府がおっしゃっている。それで、調査しないと。これはいいんですかね。このぐらいいやっつけていいでしょう、別に、自民党だって。おかしいよね。いつするのか。

ちよつと、厚労大臣も人ごとじゃないですよ、健康の話ですから。（発言する者あり）ああ、そうだ、元農水大臣。どうですか。

○沖政府参考人 それぞれの農薬について御説明をさせていただきます。

クロルピリホスにつきましては、EUの安全性審査においては、遺伝毒性について懸念を払拭できなかったこと等について、理由とされ、登録の更新が認可をされなかったと承知しております。それに対して、我が国や米国、あるいはWTO

・SPS協定に基づく国際基準を策定するコーデックス委員会、リスク評価機関でありますFAO・WHO合同残留農薬専門家会合においては遺伝毒性を認めなかったというふうに承知しております。（長妻委員「委員長」と呼ぶ）

○橋本委員長 どうぞ答弁を続けてください。

○沖政府参考人 はい。
また、アメリカの安全性審査においては、許容

一日摂取量に相当する数値は設定されております。その上で、日本で使用が認められていない穀類や飼料用作物など幅広い作物について使用が認められていた中で、暴露量が許容一日摂取量に相当する数値を超えることを踏まえて、全ての食用作物への使用が禁止となっております。

一方、我が国におきましては、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえまして、適用農作物の削減、使用回数削減、農作物への残留を減らすための使用時期の前倒し、このような使用方法の制限によつて、暴露量を人の健康に対する悪影響がない量まで減らして安全を確保しております。

また、チアクロプリドについても申し上げさせていただきます。……（長妻委員「ちよつと委員長。いいです。ちよつと時間がないので。あと十分しかないの」と呼ぶ）

○橋本委員長 まだ答弁中です。どうぞお聞きください。座つて。（長妻委員「委員長、じゃ、注意してください。これは質疑妨害だよ」と呼ぶ）では、答弁は簡潔にお願いをします。その上で、答弁を続けてください。

御着席ください。

答弁を続けてください。簡潔に。

○沖政府参考人 はい。

チアクロプリドでございますが、EUでは、許容一日摂取量を定めた上で、生殖毒性の懸念が払拭できないため登録更新を認めなかったのですが、各国が必要に応じて農薬を使用できる緊急使用の仕組みにおいて、昨年、三か国が緊急使用を行っ

ております。

このような事情を踏まえますと、これら農薬について、再評価を待たずに、現時点で食品健康影響評価等の対応を行う必要はないというふうに考えているところでございます。

○長妻委員 これはちよつと質疑妨害ですよ。

結局、評価する必要がないと。でも、欧米で最近禁止されているわけですから、毒性の懸念とか毒性ということ。日本で何もやらないでいいのか。いいということですよ。

ちよつと、もうこの厚い壁は破れそうにないので、後藤大臣、健康所管ですから、何とか、これはおかしいんじゃないのかというふうな御答弁をいただけないですか。やってくれと。チェックしてくれと。

○後藤国務大臣 今、それぞれ役所には権限がありますけれども、厚生労働省は、農薬の食品健康影響評価を踏まえた上で、農薬を適正に使用した場合の食品への残留試験の結果等に基づきまして、人の健康を損なうおそれがないよう、食品中の農薬の残留基準を設定しているということであります。

ですから、仕事としては、食品安全委員会において、人に対する影響に関する最新の科学的知見に基づいて農薬の食品健康影響評価が行われ次第、厚生労働省としては、その知見に基づいて、適正に残留基準の設定を速やかに行っていくということでございます。

農林水産省は、安全ということから、農薬の安全性評価については、食品安全委員会における農

薬の食品健康影響評価も含めて、これ自身は内閣府の仕事でありませうけれども、そうしたことに付いて、諸外国の実態や各国の取扱い、そして科学的エビデンスに基づいて、国民の健康を守る判断をするものと思います。

○長妻委員 後藤大臣、政治家なんですよ、厚生大臣と同時に。自分の所管は、農薬を禁止するしないの権限はなくて、量を決めるだけだみたいな趣旨の答弁ですよ。先ほど農水省の答弁も、日本は量を制限しているから大丈夫なんだと。ただ、最近、欧米で禁止になったわけですよ、こういう毒性についての見解が出て。日本は、その後何にもしないということと本当にいいのか。これは自民党の方からも、我々の方も働きかけていますが、是非、おかしいと思いませんか、調査ぐらいしてもいいでしょう。

一ページ目。いろいろな方と私もディスカッションをしましたが、ちよつと食品安全委員会が問題があるんじゃないかということなんです。農薬のチェックとか食品添加物のチェック。ところが、事務局長さんは、リストがありますが、今、七代目の方ですけれども、全てが農水省からの出向者。それで、ほとんどが農水省に戻るわけですよ。農水省は農薬の所管ですから、農薬に厳しくできないということなんです。分かっただけでも、お一人が食品メーカーに天下っちゃっているわけですよ。やはり、将来食品メーカーに天下ろうとしたら厳しくできないですよ、いろいろなことが。

こういう農水省からの出向者、そしてまた元に戻っていく。私は、ノーリターンルールにした方がいいと思うんですね、金融庁みたいに。これじや、結局、農薬を守る立場で食品安全委員会が動いてしまう。事実、私を感じるのには、農薬に非常に甘いという感じが強くします。相当大きい何かものがあるんでしょう、農薬は。非常に実力のある企業が作っていますから、そういうこともあるのかもしれないけれども。

是非、こういう曖昧なことではなくて、調査するぐらい、いいと思うんですよ。国だっていっぱい、国立の研究所とか大学の研究所、いっぱいあるわけですから。専門家の方も本当に憤っている方は多いわけですから、是非、縦割りの弊害というふうに言った総理大臣がいますけれども、やはり政治家が、大臣は政治家ですから、役所じやないですから、おかしいということ、所管を超えてやはり言っていただかないと困るわけでございます。

これ以上、時間もないので、言ってもなかなか打ちが明かないでしょうけれども、これは引き続き取り組んでまいりますので。やはり、政治家も議会も動いていただいて、これだけ毒性を、農水省の沖さんの口から、この二ページ目の、これは私がまとめた、これははつきり一字一句そのまま議事録から写しているわけですから。これだけの毒性があり、欧米で禁止されているわけですから、何にもしない方がいいというわけでは絶対ないというふうに思いますので、よろしく願います。強く申し上げておきます。

きちつとした調査をするのかしないのか、是非政府の見解を、委員長、この委員会に出していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○橋本委員長 ただいまの件につきましては、後刻、理事会で協議をいたします。

○長妻委員 そして、もう一つは、扶養照会の件なんです、生活保護の。

足立区がいい取組をしておられます。三ページ、四ページですけども、これは足立区役所からの申請書類ですね。これは申請者が、生活保護を受けようとする方が書く書類ですけども、一応、国会の審議を受けて、親族中に自分が生活保護を申請したことが知られてしまうというようなことを懸念して生活保護を受けないという方が非常に多いというような市民団体の調査に基づいて、厚労省が通知を出していただいたわけでありませう。

私も、ホームレスの方とお話すると、非常に印象に残っているのは、私よりちよつと年下の男性の方ですけども、生活保護を申請して、そうしたら、国の兄貴から呼出しを食らって、何やるところに行ったらこつぴどく怒られて、何やっているんだ生活保護なんていうことで、その方は一回、生活保護に入ったんだけど、途中でやはり抜けて、今もあるところのホームレスを、屋外でホームレスされておられる方がいらつしゃるんですね。その方もしみじみおっしゃっているのは、親族照会、親族に知られることがなければすぐにでも受けたい、精神的に非常にきつということをおっしゃっておられました。

これを一応、限定的に、親族照会をやみくもに

やるんじゃないよというような通知を厚労省は出していただいたんですが、なかなか自治体でそれが徹底されていない。

足立区は、こういうふうに一、二、三、四ということで、申請者に状況、例えば自分の祖父はこういう状況ですと、一、二、三に当てはまる場合は、基本的には厚労省の通知によると親族照会しない方がいいということなので、非常に職員にも申請者にも分かりやすく、こういう書類を作っているわけですね。

日本は、海外を私調べてみますと、親族照会の範囲が、私はこれほど広い国は余り聞いたことがないんですね、ほかの国と比べると。皆さん御存じでしょうか。日本は、生活保護申請すると、祖父まで行くんですよ、祖母まで、可能性として。孫じゃなくて、ひ孫まで行く可能性があるんですよ。三親等。孫は行きますし、ひ孫まで、孫とか祖父まで通知が、照会が行く可能性はある。是非皆さんもホームレスになっておられる方に聞いていただきたいんですよ、なぜ生活保護を受けないのかと。相当多いですよ、これが。

だから、是非、後藤大臣、足立区でやられているような、こういう明確に分かるような申請書類これを推奨するような通知を出していただませんか。

○後藤国務大臣 今、長妻先生から御指摘があったように、足立区では、扶養義務者による扶養の可能性を調査するに当たりまして、扶養義務者の状況を申請者本人に申告させる書類の様式を独自に定めた上で、扶養義務履行が期待できない者の

類型を様式上で示して、申請者に、本人に選択させるように、チェックマークでできるという形式を作っているというところは承知しております。

様式を含む扶養照会の具体的な事務手続について、通知等で示された範囲内で自治体ごとに定めることとされておりますので、それぞれの対応について一概に申し上げるということではありませんけれども、例えば、様式において例示の内容を選択肢として選ばせるというやり方を取った場合には、扶養義務履行が期待できない者の範囲が例示の場合に限定されると受け止められるおそれが逆に運用上出てくる、それから、扶養義務履行が期待できない者の判断に当たって、要保護者からの丁寧な聞き取りを一応原則として求めているわけですけれども、こうした丁寧な聞き取りや慎重な検討が不十分とならないかといったような点についても、やはり、扶養優先というようなことから考えると、その辺の対応、そしてまた、限定されてしまうような運用にかえてならないかというような心配、両面のことがあるので、その辺のところも考えながら、それぞれ通知等で示された範囲内で自治体ごとに考えていったらいいと思いますが、お尋ねが、御指摘のような様式を厚生労働省として定めて、もし通知せよという御趣旨であるとする、そのことについては少し今言ったような点を慎重に検討する必要はあるだろうというふうに思っています。

○長妻委員 これは当たり前の話ですけども、記入したら一切聞き取りしないということではないですよ。聞き取りは進みますからね。そして、

四番というのも選択肢はあるわけですよ、その他。本当に深刻なんですよね。憲法二十五条の理念がちゃんと守られているのかどうかというようなことが今問われているというふうに思いますし、繰り返しですけども、本当に、ひいおじいちゃんまで、ひいおばあさんまで、あるいはお孫さんまで親族照会ということで通知が行く可能性があるというようなことが、生活保護を受けようとする方の国の究極的な水際対策に結果としてなってしまうというふうな現状を是非深く認識をしていただいて、再度の通知を、かなりの自治体ではなかなかまだその通知が徹底されていないので、様式をきちんと決めていけば済むと思いますので、生活保障と安全保障、国の二つの礎、両輪ですので、是非よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。